

## 第 1 審査会の結論

知事は、本件審査請求に係る非開示決定及び部分開示決定を取り消し、入札参加者が提出した技術提案を除く部分を開示すべきである。

また、知事は、小島トンネルの工事に関する成果報告書の開示請求に対して、改めて不存在決定を行うべきである。

さらに、知事が、本件開示請求に係る不存在決定を撤回し、不存在決定に係る公文書を特定した上で改めて決定を行うことを強く要望する。

## 第 2 本件審査請求の趣旨

- 1 審査請求人は、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号）附則第 10 項の規定による改正前の高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号。以下「旧条例」という。）に基づき、令和 2 年 2 月 14 日付けで「道交地防安（改築）第 101-024-1 号 県道安田東洋線防災・安全交付金（明神口トンネル）工事」（以下「本件工事 1」という。）、「道改国（債）第 1-1 号 国道 493 号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事」（以下「本件工事 2」という。）及び「29 災関連（債）第 1-1 号 国道 493 号道路災害関連（小島トンネル）工事」（以下「本件工事 3」という。なお、本件工事 1～3 をあわせて「本件各工事」という。）を対象にした総合評価方式評価結果一覧表等について、以下の各文書を指定して開示請求を行った。
  - ①「総合評価方式評価結果一覧表 一式」（以下「本件公文書 1」という。）
  - ②「提出された技術提案書を転記整理した帳票 一式」（以下「本件公文書 2」という。）
  - ③「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価テーマ・課題項目別（細目別を含む）に採用・非採用、評価、点数（加点・減点）、技術評価点、コメント、備考などを記載した帳票 一式」（以下「本件公文書 3」という。）
  - ④「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票 一式」（以下「本件公文書 4」という。）
  - ⑤「その他、上記の総合評価方式評価結果一覧表を作成するために作成若しくは取得された公文書 一式（当該工事に関する技術提案評価にかかる支援や資料作成等を実施した業務の成果品（仮納品・部分引き渡しされた資料も含む）も含む）」（以下「本件公文書 5」という。）
- 2 知事（以下「実施機関」という。）は、令和 2 年 2 月 27 日付けで、①本件各工事に関する本件公文書 1 については開示決定、②本件各工事に関する本件公文書 2 については非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）、③本件各工事に関する本件公文書 3 及び 4 については不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）、④本件各工事に関する本件公文書 5 については部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）をそれぞれ行った。

- 3 本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った上記決定のうち、本件非開示決定及び本件部分開示決定の取消しを求めるというものである。

### 第3 実施機関の本件非開示決定及び本件部分開示決定理由等

実施機関が弁明書及び意見陳述で主張している本件非開示決定及び本件部分開示決定の理由等の主な内容は、次のように要約できる。

#### 1 本件非開示決定の理由について

- (1) 本件公文書2である「提出された技術提案書を転記整理した帳票」に対しては、本県においては、土木部技術審査会で配布し評価点を審議するため、入札参加者から提出された技術提案書について、入札参加者名を伏せ、必要に応じ余白部に文字数、メモ書き欄を追記したものが該当するが、当該公文書の記載内容は入札参加者の技術提案書そのものであり、企業の知的財産であることから非開示とした。
- (2) 非開示とした公文書については、入札参加者から提出された技術提案書を一部加工したものであり、審査請求書には「入札参加者が記載した技術提案を転記した部分と、その他の情報（例：評価内容）を整理し記載した部分がある」と考える。ところが、その他の情報が記載されているにも関わらず帳票そのものを非開示としたのは誤った処分である」とあるが、これに該当する評価内容等を整理し記載した部分は存在しない。
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律第9条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）に示されているとおり、技術提案書は企業の知的財産であることから、当該公文書を開示することにより、旧条例第6条第1項第3号に規定する当該企業の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

#### 2 本件部分開示決定の理由について

- (1) 本件工事1及び本件工事2に関する本件公文書5について、旧条例第6条第1項第3号に該当する部分を非開示としたものである。  
なお、本件工事3については、技術提案書の取りまとめ等に関する外部委託を実施しておらず、成果品は存在しない。
- (2) 非開示とした部分については、入札参加者から提出された企業の技術提案書を一部加工したのに対し、工事名、工事番号、入札参加者名（加工後）以外の部分をマスキングしたものであり、評価内容等を記載した部分はない。
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律第9条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）に示されているとおり、技術提案書は企業の知的財産であることから、当該公文書を開示することにより、旧条例第6条第1項第3号に規定する当該企業の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

#### 第4 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している主な内容は、次のように要約できる。

##### 1 本件非開示決定について

- (1) 非開示とされた本件公文書2は、入札参加者が記載した技術提案を転記した部分と、その他の情報（例：評価内容）を整理し記載した部分があると考え。ところが、その他の情報が記載されているにも関わらず帳票そのものを非開示としたのは誤った処分である。
- (2) 入札参加者の技術提案書に記載された内容のうち、当該工事の入札公告又は入札説明書に示された技術提案書の様式に記載されていた文言は、企業の知的財産に当たらないため開示すべきである。
- (3) 入札説明書に記載された評価基準が存在しているのに、その項目が秘匿されている。これらの項目が、真に追記されていないのであれば、別の公文書にて評価が整理されていると考えるのが一般的で、よって、その公文書が秘匿されていると考える。
- (4) 同様に、本件工事1については評価項目が3項目あるので、合計前の評価を記載した部分が秘匿されていると考える。本件工事2と本件工事3については工事的目的物の品質向上に関する事項の評価項目が3項目あるので、合計前の評価を記載した部分が秘匿されていると考える。
- (5) さらに、開示された公文書の写しのうち、総合評価方式評価結果一覧表には入札参加者毎に技術提案評価の点が開示されており、入札参加者毎の技術提案評価の点は開示すべきである。
- (6) 処分庁は審査請求を受けて、改めて審査請求人が請求した公文書を特定し、所管部署（県庁と出先機関、契約担当と技術担当）に保管されている公文書が無いか、また電磁的記録が保管されていないか、加えて担当職員が手控えを保管していないかなどについて、全く弁明されていない。
- (7) 「高知県情報公開条例解釈運用基準」の適用関係についても明示する必要がある（最高裁平成23年6月7日第三小法廷民集65巻4号2081頁参照）。

##### 2 本件部分開示決定について

- (1) 高知県総務部文書情報課から送付されてきた公文書の写しには、本件工事3に関する技術提案評価にかかる支援や資料作成等を実施した業務の成果品（以下「業務成果品」という。）は含まれていない。審査請求人が令和2年3月5日に高知県土木部土木政策課の担当者に電話にて聞き取りをしたところ、「外部委託はしていない。（技術提案書をまとめた）帳票は作っていない。会社名を隠して（技術）審査会にかけた。（技術）審査会用には（技術提案評価を）まとめてはいない。」との回答があった。他の2件の工事では外部委託し取得した公文書が存在するのに対し、外部委託がなされていないのは不自然であり、保有しているのにも関わらず不存在としていると思われる。

一方、仮に業務成果品が存在しないのであれば、さも存在しているとの記述には不整合があると考え。業務成果品が存在していないのであれば、部分開示決定

ではなく、不存在決定をすべきである。

- (2) 送付された技術提案整理表は、「整理表」であることから、入札参加者が記載した技術提案と、その他の情報（例：評価内容）が記載された部分があると考えられる。ところが、部分非開示のためのマスキング（黒墨）は、表題と参加者名を除くページ全体になされており、非開示部分が誤っていると思われる。
- (3) あわせて、国の情報公開・個人情報保護審査会における答申（答申日：平成 25 年 7 月 8 日（平成 25 年度（行情）答申第 88 号）事件名：特定調査研究に係る総合評価方式による一般競争入札における「技術審査 評価（案）」等の一部開示決定に関する件）にあるように、非開示部分は非開示情報該当性について検討したうえで処分すべきである。
- (4) 入札参加者の技術提案書に記載された内容のうち、当該工事の入札公告又は入札説明書に示された技術提案書の様式に記載されていた文言は、企業の知的財産に当たらないため開示すべきである。
- (5) 処分庁は審査請求を受けて、改めて審査請求人が請求した公文書を特定し、所管部署（県庁と出先機関、契約担当と技術担当）に保管されている公文書が無いか、また電磁的記録が保管されていないか、加えて担当職員が手控えを保管していないかなどについて、全く弁明されていない。
- (6) 「高知県情報公開条例解釈運用基準」の適用関係についても明示する必要がある（最高裁平成 23 年 6 月 7 日第三小法廷民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件公文書 2 及び 5 について

- (1) 高知県土木部は、5,000 万円以上の工事については、価格と品質を総合的に評価する入札方式である総合評価方式による一般競争入札を行っている。総合評価方式については、企業評価型、施工計画型、技術提案型、高度技術提案型の 4 つのタイプを設けており、このうち企業評価型を除く 3 つは、過去の企業の評価に加えて工事の品質の向上のための技術提案等を評価するものであり、その工事の特性、技術的な難易度によってそれらの適用範囲を設定している（高知県土木部総合評価方式実施要領、高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領）。
- (2) 実施機関によれば、本件工事 1 では施工計画型、本件工事 2 及び 3 では技術提案型がそれぞれ採用された。施工計画型、技術提案型とも、入札参加者は技術提案書（施工計画型の文書名は「施工上の課題に関する所見」、技術提案型の文書名は「技術提案書」）を提出し、土木部技術審査会において総合評価方式における評価について決定することとされている（土木部技術審査会設置要綱第 2 条第 3 号）。

入札参加者から提出された技術提案書について、企業名を A 社・B 社というアルファベットに置き換えて匿名にする加工をし、さらに発注方式によって技術提案書の文字数の制限を設けている場合には文字数を記載したり、評価欄を追加したもの（以下「技術審査会配布用の技術提案書」という。）を土木部技術審査会委員に配布している。

- (3) 実施機関は、①本件公文書2については、入札参加者から提出された技術提案書そのものではなくて、それを転記整理した帳票一式の開示請求に該当するものとして、本件各工事に関する技術審査会配布用の技術提案書を特定し、②本件公文書5については、評価段階で外部委託した資料（成果品を含む。）の開示請求に該当するものとして、外部委託を実施した本件工事1及び2に関する成果報告書を特定している。

成果報告書は、業務概要、協議簿、現地調査（事前）及び技術提案整理表から構成されている。なお、実施機関によれば、本件工事3に関しては外部委託していないため、成果報告書は作成されておらず存在しないとのことである。

- (4) 実施機関は、本件公文書2である技術審査会配布用の技術提案書については旧条例第6条第1項第3号に該当するとして本件非開示決定を、本件公文書5については、技術提案整理表の一部を非開示とする本件部分開示決定を行っているので、以下検討する。

また、審査請求人は、本件工事3に関する本件公文書5の写しが存在していないのであれば、部分開示決定ではなく、不存在決定をすべきであるとして、本件部分開示決定を争っているため、以下検討する。

## 2 旧条例第6条第1項第3号該当性について

- (1) 旧条例第6条第1項第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、同項ただし書ア又はイに該当する場合を除き非開示とすることを定めている。

これは、法人等又は事業を営む個人の権利及び利益の保護と事業活動の自由を保護し、公正な競争秩序を維持する観点から、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示とすることを定めたものである。

なお、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上のノウハウや販売・営業上のノウハウなどを開示することにより法人等又は事業を営む個人が競争上不利益を被ると認められる情報であって、公正な競争秩序を維持するために社会通念上秘匿することが認められるものをいう。

- (2) 技術審査会配布用の技術提案書及び成果報告書中の技術提案整理表（以下あわせて「本件非開示文書」という。）は、いずれも入札参加者から提出された技術提案書に企業名を匿名にし、文字数の記載や評価欄を追記した同一内容のものである。

本件工事1に関する非開示文書は、①表題、②匿名にした会社名、③工事名、④大項目名、⑤小項目名、⑥入札参加者が提出した技術提案、⑦文字数、⑧評価欄（ただし技術提案整理表には評価欄は追記されていない。）から構成されている。本件工事2及び3に関する非開示文書は、①表題、②工事名、③匿名にした共同企業体名、④大項目名、⑤小項目名、⑥入札参加者が提出した技術提案、⑦

評価欄から構成されている。

本件非開示決定では、本件各工事に関する本件非開示文書を全部非開示とし、本件部分開示決定では、本件工事1に関する本件非開示文書のうち①から③までを除く部分、本件工事2に関する本件非開示文書のうち①から④までを除く部分をそれぞれ非開示としている。

- (3) まず、本件非開示文書中の「入札参加者が提出した技術提案」については、実施機関は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第9条に規定されている「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）で「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること」等取扱いに留意するものとする示されているとおり、技術提案書は企業の知的財産であることから、旧条例第6条第1項第3号に該当し、かつただし書のいずれにも該当しないと主張している。

この非開示部分は、入札に参加した各企業がそれぞれ、施工上の諸課題について各企業が独自に有する知識経験・技術・工夫が含まれた具体的な施工方法を提案するものであり、それゆえ、これが開示されることにより入札参加企業の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が害されることは明らかである。

したがって、「入札参加者が提出した技術提案」については、旧条例第6条第1項第3号に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

- (4) つぎに、本件非開示文書中の「表題」、「大項目名」及び「小項目名」については、入札の公告時にダウンロードできるようにしている技術提案書の様式に記載のあるものである。「匿名にした会社名」及び「匿名にした共同企業体名」は会社名・共同企業体名をアルファベットに置き換えて匿名にする加工がなされており、本件部分開示決定においてすでに「表題」及び「大項目名」とともに開示されている（ただし、本件工事1に関しては「大項目名」は非開示とされている。）。また、「評価欄」は空欄のものであり、「文字数」はあらかじめ入札公告時に技術提案書の文字数の制限を設けている場合に記載されるものである。

したがって、「入札参加者が提案した技術提案」を除く上記の非開示部分については、これが開示されることにより入札参加企業の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が害されるとは認められず、旧条例第6条第1項第3号には該当しない。

当審査会の意見陳述において、実施機関も、上記の非開示部分について本号に該当しないことを認めている。

### 3 部分開示の必要性について

- (1) 旧条例第7条は、実施機関は、公文書が前条第1項各号のいずれかに該当する情報（同条第2項に該当するものを除く。）を記録した部分とその他の部分からなる場合において、「これらの部分を容易に、かつ、公文書の開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該その他の部分については、開示しなければならない。」と定めている。

これは、公文書の開示の請求に対して、当該公文書の一部に開示できない部分がある場合であっても、これにより当該公文書全部を非開示とするのではなく、開示できない部分を除いた残りの部分について開示すべきことを定めたものである。

なお、「容易に」とは、過大な時間と経費を要しないで、かつ、公文書を損傷することがない場合をいう。また、「請求の趣旨を損なわない程度に」とは、非開示部分を除いた残りの部分の開示であっても、請求の趣旨の全部又は一部を充足することができることをいい、そのときには部分開示しなければならない。「請求の趣旨」は、公文書開示請求書の「請求する公文書の件名等」欄の記載事項に基づき判断するものとされている。

- (2) 当審査会の意見陳述において、実施機関は、本件非開示決定及び本件部分開示決定において旧条例第6条第1項第3号に該当しない部分まで非開示とした理由について、①非開示の部分だけを黒塗りにして非開示にする事務作業に過大な時間を要すること、②入札参加者が提出した技術提案以外には文字数と評価欄を追加しただけの情報しかないから全部非開示にした（さらに審査請求人の費用の支払いを考慮し、情報価値のない文書を開示するくらいなら非開示の方が良いのではないかと考えた）ことを主張している。

しかしながら、例えば、電磁的記録において複数の人の発言が同時に録音されていて開示情報と非開示情報との分離が技術的に困難である場合などと異なり、本件非開示文書においては、たとえ事務作業に時間を要するにしても、旧条例第6条第1項第3号に該当する部分とそれに該当しない部分とを容易に分離することができない場合に該当するとは認められない。また、本件開示請求に係る公文書開示請求書には、請求する公文書の件名として本件公文書2及び本件公文書5の記載があるだけであり、その記載事項から直ちに旧条例第6条第1項第3号に該当しない部分の開示が「請求の趣旨」を全く充足しないとまでいうことはできない。

したがって、「入札参加者が提出した技術提案」を除く旧条例第6条第1項第3号に該当しない部分を開示すべきである。

#### **4 本件工事3に関する本件公文書5の不存在について**

- (1) 旧条例第10条第3項は、「実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、書面により当該開示決定等の内容を請求者に通知しなければならない。」と規定している。この規定を受けて、知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則（令和2年高知県規則第2号）による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則（平成2年高知県規則第21号。以下「旧規則」という。）第4条第2項第5号は、「公文書が存在しない旨の決定の通知」は、「公文書不存在決定通知書」により行うものとする」と定めている。
- (2) 審査請求人は、送られてきた本件公文書5の写しには、本件工事3に関する業務成果品が含まれておらず、それが存在していないのであれば、部分開示決定ではなく、不存在決定をすべきであると主張している。

この点、当審査会の意見陳述において、実施機関は、本件各工事に関する本件公文書5の開示請求に該当するものを探して、本件工事1及び2に関するものがあつたから部分開示したという意図であつたと主張している。

前述したように、実施機関によれば、本件工事3に関する本件公文書5については、外部委託を行っていないため作成されておらず、存在していないとのことであり、実施機関の不存在の主張については肯認できるものである。

しかしながら、審査請求人が主張するように、本件部分開示決定においては、公文書の件名として本件工事3を含む本件各工事に関する本件公文書5と記載しており、本件工事3に関する本件公文書5を含めて部分開示決定を行ったものと誤解を与えかねないものといわざるをえず、本件工事3に関する本件公文書5の不存在決定を行っていない点で旧規則第4条第2項第5号の規定に抵触するものである。

したがって、本件工事3に関する本件公文書5の開示請求に対して、改めて不存在決定を行うべきである。

## 5 審査会の要望

当審査会の意見陳述において、実施機関は、①技術審査会配布用の技術提案書中の評価欄に土木部技術審査会の各委員が評価を記入したもの及び各委員の評価を集計したものは存在し、目に触れることのないように鍵付きのロッカーに保管しているが、②高知県の場合、土木部技術審査会における評価は点数を付ける方式ではなく多数決の方式を採っているため、本件公文書3及び4に該当しないとして本件不存在決定を行ったと主張している。

しかしながら、それらが点数化した評価方式のものではないにしても、本件公文書3は「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価テーマ・課題項目別（細目別を含む）に採用・非採用、評価、点数（加点・減点）、技術評価点、コメント、備考などを記載した帳票一式」であり、各委員が評価欄に評価を記入したものが存在するのであればこれはやはり本件公文書3に該当し、本件公文書4は「提出された技術提案書に記載された技術提案に対して、評価された技術評価点を集計し一覧にした帳票一式」であり、各委員の評価を集計したものが存在するのであればこれはやはり本件公文書4に該当するものと認められる。

したがって、実施機関が存在すると主張している各委員が評価欄に評価を記入したものを本件公文書3、各委員の評価を集計したものを本件公文書4とそれぞれ特定した上で、改めて本件公文書3及び本件公文書4の開示請求に対する決定を行うべきである。

本件不存在決定は本件審査請求の対象ではないが、同一の開示請求に係るものであり、当審査会としては、本件不存在決定を撤回し、改めて決定を行うことを強く要望する。

## 第6 結論

当審査会は、本件非開示決定及び本件部分開示決定について以上のとおり検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断したので、答申する。

## 第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおり。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年5月20日	・実施機関から諮問を受けた。
令和2年7月31日 (令和2年度第1回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和2年8月20日	・審査請求人から意見書を受理した。
令和2年10月14日 (令和2年度第2回第一小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和2年11月5日 (令和2年度第3回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和2年12月25日 (令和2年度第4回第一小委員会)	・実施機関から意見聴取を行った。 ・諮問の審議を行った。
令和3年2月18日 (令和2年度第5回第一小委員会)	・諮問の審議を行った。
令和3年3月25日 (令和2年度第2回公文書開示審査会全体会)	・諮問の審議を行った。
令和3年3月29日	・答申を行った。